

新型コロナウイルス感染症緊急対策

宮崎県独自の緊急事態宣言の発出に伴う飲食店などへの営業時間短縮要請により、直接的な影響を受けて売上高が減少した事業者の皆さんなどを対象に、市独自の支援金を交付します。

営業時間短縮要請関連事業者等支援金

新規



都城市

申請方法など詳しくは、市ホームページを確認ください。

- 対象
 - ・県の時短要請に応じた飲食店等と直接取引がある事業者（酒店、卸売店、おしぼり納入業者、クリーニング店など）
 - ・タクシー事業者、運転代行業者
 - ・営業時間短縮要請対象外の飲食店等運営事業者（通常の営業時間が午前5時から午後8時までの飲食店を運営する事業者など）
- 支給要件 今年1月または2月の売上高が、前年または前々年の同月に比べ20%以上減少
- 支援金額 20万円 ※1回限りで事業者ごと

申問 コールセンター ☎ 0120-113-376 ※2/15～3/15まで無休(9:00～17:00)
 都城市中小事業者支援センター ☎ 23-8074 ※3/16～平日のみ(9:00～17:00)



宮崎県

※県においても、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業により影響を受けた事業者に対し支援金が支給されます。詳しくは、県ホームページを確認ください

新型コロナウイルス感染例を紹介します。 自分や家族も振り返り、感染防止を徹底しよう！

帰省者との接触

- 県外帰省者と会食した県内の在住者が感染。発熱後、1週間、医療機関を受診せず、感染拡大



ホームパーティ

- 職場の仲間が集まりホームパーティ。感染が拡大



飲食店での会食

- 職場仲間と飲食店で会食。客同士で感染し、職場に感染拡大



体調不良で無理して出勤

- 職場の同僚に感染し、集団感染（クラスター）が発生



カラオケ

- 複数の高齢者がカラオケ。集団感染（クラスター）が発生



屋内運動施設

- 休憩中や更衣室でマスクなしの会話。集団感染（クラスター）が発生



感染者や濃厚接触者、医療従事者などに対する差別は許されません。苦しいときこそ、思いやりのある心をもって対応しましょう